

秋月藩校稽古観の理念と亀井南冥の経世論

―「仁政」・「富国」の政治改革―

千葉大学 教授 小関 悠一郎

はじめに

秋月藩（五万石）の第八代藩主黒田長舒の人物像を表すものに、墓碑として書かれた次のような文章がある。著わしたのは、儒学者亀井南冥の嫡子昭陽である。

第八代秋月藩主・黒田長舒公は、懐が深く傑出した風格を持ち、威厳がある中にも親しみがある、これぞ君主というべき君であつた。儒学の経典を深く学ぶとともに天文学を究明したが、藩主に就任するとただちに、「士はただ文武のみ」として藩士を督励、藩校を建て折々自ら臨席して学業の様を視察した。秋月藩の文運が大いに盛んになったのは、実に長舒公の取り組みによるものである。また、孝行者や農業出精者といった善行者がいれば必ず褒賞し、九十歳・八十歳の老人には彼らを招いて酒食と物品を下賜するなどした。また、徒刑の法を立て、育子の制を設け、嘉麻水道を通じて黒崎の米運漕の便を図り、恒久的な利益

をもたらしした。（「朝陽院殿前甲州太守大雄向水大居士碑銘并序」、『福岡県碑誌』大道学館出版部、一九二九年、五九八～六〇〇頁、原漢文）

藩校の設置、善行者の顕彰、養老の取り組み、徒刑の法・育子制度の制定、流通に関する施策。これらは、上杉鷹山・細川重賢ら、近世を代表する「明君」による改革でも主要政策とされたものである。黒田長舒は、いずれも第六代高鍋藩主・秋月種美の実子で「名君兄弟」と呼ばれることもある、第七代高鍋藩主・秋月種茂（長舒の実父）、第八代米沢藩主上杉治憲（鷹



黒田長舒墓（古心寺）

山、長舒の叔父）とともに、「秋月三名君」の一人と呼ばれていることがある。亀井昭陽による右の碑文は、まさしく黒田長舒を「明君（名君）」として描いたものだといえよう。

もちろん、この碑文については、黒田長舒と密接な関係にあった亀井昭陽が長舒を称揚するために著したものであること、文中の事実関係に不正確な点が含まれていることに留意して読む必要がある。事実関係に関しては例えば、秋月藩校は、安永四年（一七七五）に「稽古亭」として創設され、天明四年（一七八四）に大拡張して名称も「稽古観」とされたものである。これを、天明五年に襲封・初入部した長舒が建てたかのような記述は不正確であろう。また、昭陽の父南冥においても、藩校拡張時に扁額（「稽古観」）を書き、長舒の初入部早々引見（昭陽も同席）を受け、天明六年からは毎月秋月にて藩士に教授するという経緯を踏まえれば（後述）、昭陽が（父南冥への崇敬も込めて）長舒を称揚するのは当然だともいえる。

しかしながら、「明君」を称揚する書物の最

たるものというべき「明君録」のほとんどが、根拠となる事実を持ちながらも誇張や脚色を伴う逸話を記載していることを踏まえれば（深谷克己「明君録―期待される君主像」、歴史科学協議会編『歴史をよむ』東京大学出版会、二〇〇四年）、昭陽の碑文を全くの虚偽であるとか信びよう性の薄い史料として片づけるのは妥当ではない。むしろ、昭陽の父南冥から続く秋月藩との密接な関係や、藩政の実態を解き明かして、長舒明君像形成の端緒（昭陽の碑文）がどのように形作られたのかを理解することが重要なのである。

そこで本稿では、昭陽の父亀井南冥の学問や著作（とりわけ南冥が著した明君録）、秋月藩主黒田長舒・長韶による改革政治への影響について、秋月藩校稽古観の検討を入口に考察する。そのことを通じて、近世中後期における学問や政治理念のあり方について、考えてみたい。

1. 藩校と学問

―秋月藩・亀井南冥を中心に―

（一）秋月藩校「稽古観」

秋月藩の藩校は、安永四年（一七七五）、藩主黒田長堅の時、城下新小路に学校を設けて「稽古亭」と称したのが始まりである。師範役は、



稽古館跡に建つ朝倉市秋月博物館

竹田春庵（貝原益軒門人）父子に従学し、藩主長堅の教育役として江戸にも在勤することになる（安永九年）、原百助（坦齋）であった。

この「稽古亭」が創設された一八世紀後半は、全国的に藩校が急増する時期である。秋月藩に関わりの深い例をいくつか挙げれば、米沢藩校興譲館が安永五年（一七七六）、高鍋藩校明倫堂が安永七年（一七七八）、福岡藩校修猷館・甘棠館（東西学問所）が天明四年（一七八四）の設立である。当時の米沢藩主上杉治憲（鷹山）、

高鍋藩主秋月種茂（鷹山の兄）、次に見る秋月藩主黒田長舒（種茂の実子、鷹山の甥）の三人の藩主が「秋月三名君」とも呼ばれることはすでにふれたが、近世、特に一八世紀後半の「明君（名君）」の治世には、藩校の設立や拡張といった教学政策が数多く見出される。どうやら「明君」の治世と藩校（設立・拡充）との間には密接な関係がありそうなのである。そうだとすれば、上記諸藩の中でもいち早く藩校を設立し、黒田長舒を「明君（名君）」として戴いた秋月藩における藩校や学問について考えることは、近世という時代の中の大きな転換点でもある一八世紀後半という時期の政治・社会の潮流を解き明かす上でも大きな意義があると言えるのである。

さて、右のようにして成立した秋月藩校が大きな発展を見せる契機となったのが、天明四年（一七八四）九月の大拡張である。藩校に武芸所が併設され、校名を「稽古観」と改称、藩校の理念や規則を示した「稽古観文武公令」も家老連名で発令されたのである。この時期は、前藩主黒田長堅の没（天明四年二月）後、長舒の襲封に向けた動きが進んでおり、長舒の襲封・入部をにらんだ拡張とも言われる。

この拡張事業の中で注目されるのが、「稽古

に重きを置くこの見解と比べれば、直接的に「治世安民」や「国家」に「有用の才」の育成を掲げた稽古観（秋月藩校）設立の趣旨が、学問・教育の目的として、道徳面よりも、直接の政治的效果を求めていることは明らかである。

では、「国家」に「有用の才」を身につけるには、どのような学びが必要となるのか。それは、「文武芸業御趣意書」（『稽古観文武公令』）の波線部の文言に示されている（「人毎に其の段の全備は容易に至り難き儀に候えば、兎角性質の近き所を能く相修し」）。儒学理論、漢文等の文章力、幅広い読書・教養と記憶（「経学文章博覧強識」）、これら全てを併せ持つのは至難だから、まずは各個の得意とする分野について学修してその才を伸ばすように、という見解である。儒学理論という観点から見れば、荻生徂徠の「氣質不変化」説と極めて親和的である。

なお、この点についても参考までに細井平洲の見解を掲げておこう。

人を教へ候とて百人が百人一様には参らざるもの、人心各々別なる事は申し上ぐるに及ばず候。孔夫子三千の弟子、七十人の親炙弟子達も、人々心慮も別段、所行も殊更にて、尽く一統には相見え申さず候。然しながら聖人の徳化にて孰れも善人君子

に相成られ、大は小、小は小、それ／＼に世界の用に立つ人ばかりと相見え申候」（『平洲答書』）

平洲も人々の性質は一樣ではないことを前提としている点、「文武芸業御趣意書」と同様だが、平洲の場合は、誰もが「善人君子」になることによって「世界の用に立つ」ことを主張する。稽古観の「文武芸業御趣意書」が想定する「教育↓有用の才」の間に、諸人に共通する道徳的完成が置かれているのである（教育↓道徳的完成↓用に立つ人）。

以上を踏まえて言えば、稽古観が掲げた教育は、「国家」による「治世安民」に「有用の才」を育成すること、そのために学ぶ者の個性に依じてその得意分野を伸ばすことを前面に押し出した点にこそ、その特徴があったと言える。細井平洲の見解と比較するとわかるように、このような稽古観の教育方針は特に、学問について道徳涵養よりも、その直接的な政治的効用を強く主張するものである点で、極めて特徴的なものである。

（二）亀井南冥と稽古観

さて、以上のような特徴を持つ秋月藩校・稽古観の教育方針を理解する上で、最も重要な人

物が福岡藩の高名な儒学者・亀井南冥（一七四三～一八一四）である。そこで以下、南冥と秋月藩の関係について見てみよう。

「何によりてかく入部早々福岡の儒臣を引見せられたるか」。秋月への初入部早々、黒田長舒が亀井南冥を引見したことについて、秋月に生まれ内務官僚・神職等として活躍した山田新一郎はこのような問いを投げかけている（『亀井南冥と原古処家（二）』『筑紫史壇』四九、一九三〇年）。天明五年（一七八五）三月に襲封して藩主の座に就いた黒田長舒は、五月に秋月初入部を果たしたが、長舒は年内に亀井南冥を秋月に招き、当時一三歳の息子（亀井昭陽）ともども引見した。南冥から見れば、天明四年に開設された福岡藩校甘棠館の総裁着任の



亀井南冥（能古博物館蔵）

翌年である。山田の問いは、なぜ長舒が、他藩の学者、それも福岡藩校総裁となつたばかりの南冥を、自身の初任部後早々に引見したのか、ということである。このことは、原百助が息子の原古処を南冥に入門させ、南冥と古処が密接な師弟関係を築いていたことと関連がある。両者の親密な関係は、原古処が福岡から秋月に戻るにあたって南冥が「秋月原生来入学、賦此、送其帰三首」を送り、そこに「古処山高秋月城……莫墜模楷三世名」といった句を詠んでいることから明らかである。

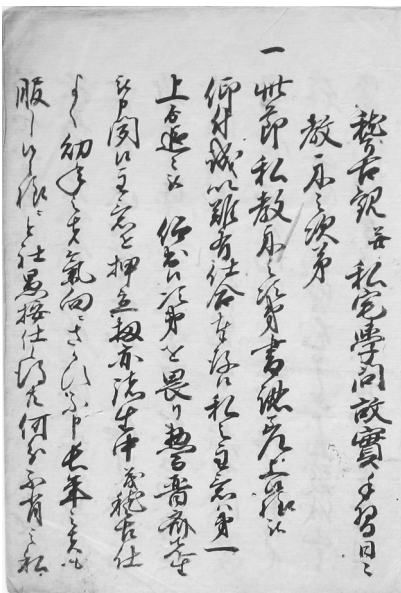
ともあれ、右の山田の問いによって知られるように、この異例の引見は、長舒が亀井南冥をいかに重んじていたかを示すものである。実際、亀井南冥は、翌天明六年から毎月秋月にて長舒に進講するとともに、秋月藩校稽古観において藩士に教授している（「不佞魯、応朝陽公召侍講筵、兼視学事。教官不具、学生頗怠。於是相約講業、以視進退……」、『稽古館左伝会業規約』前掲山田論文所載）。南冥は長舒に親しく講義を行うとともに、それまで不振だったという藩校での学問・教育を盛り立てるべく、長舒の信任をうけて積極的に秋月藩の学問・教育に関わったのである。

こうして秋月藩校稽古観では、藩主黒田長舒

の積極姿勢の下、天明五年（一七八五）に教授に任じられていた原百助を中心に、亀井南冥の来講を得て、教育の充実が図られていく。具体的な教育内容・方針等については「稽古観之次第覚書」「学問諸芸之義被仰出之控」（前掲『稽古観文武公令』所収）に詳しいので参照されたい。以後、寛政元年（一七八九）に闇齋学派から小川晋斎を教授に招いた後（寛政八年まで）、寛政十二年（一八〇〇）には、南冥来講の天明六年に訓導師に任命されていた原古処が教授に就任するのである。

（三）亀井南冥の人物と江戸時代の儒学

以上のように、秋月藩校稽古観は、亀井南冥の大きな影響の下に、拡充・運営されていた。ここで、亀井南冥の人物像と江戸時代の儒



「稽古観之次第覚書」

学（者）を取り巻く社会状況に注目して、藩校開設・拡充の意義を考えてみよう。

荻生徂徠・太宰春台の学問を継承・発展させた儒学者として高名である亀井南冥は、筑前国早良郡姪浜の古方医の息子として生まれ、儒学を僧大潮（荻生徂徠の学流）に、医学を大坂の永富独嘯庵に学んだ。南冥は、大坂の混沌社中や、熊本の藪孤山ら、各地の学者・文人と交友しつつ、安永七年（一七七八）に第七代福岡藩主・黒田治之によって福岡藩儒医に取り立てられる。天明三年（一七八三）には西学問所頭取、翌年に設立された藩校甘棠館の総裁に着任するが、寛政異学の禁発令の余波によって寛政四年（二七九二）に失脚し召し放ちとなる。主著として、黒田長舒が序を書いた『論語語由』があるほか、『半夜話』や多くの写本が作られ広く読まれた『肥後物語』などの「明君録」も著している。

こうした南冥の経歴の中でも一つの重要な画期をなすのが、黒田治之による拔擢と寵遇である。黒田治之と自身の関係について南冥は次のように述べている。「臣（南冥）、元来市井の狂生なりしを、神変不思議の明断にて衆議をも顧み玉はず、破格の寵にて儒職に召出され、程なく諸儒を超て侍読に召され、……」（『肥後物語』

序)。南冥は、黒田治之による登用について「優待の至り、感じ奉るも尚余りあり」と述べて、市井の医者・儒学者であった自身に対する「破格の寵」に深い感謝の意を表明しているのである。

ではなぜ、亀井南冥は黒田治之による待遇にここまで感じ入ったのだろうか。ここで留意したいのは、当時の儒学者に対する社会的な立ち位置である。南冥が活躍した一八世紀後半以降を見ればこそ、儒学者は一定の社会的地位を得ていたかに見えるが、それまで、特に江戸時代前期の儒学者に対する社会の視線は非常に厳しいものがあつた。この点について、渡辺

浩『近世日本社会と宋学』（東京大学出版会、二〇一〇年、原著一九八五年）を参照してみよう。それによれば例えば、近世前期の儒学者として著名な中江藤樹は、「人ノ誹謗ヲ憚テ、昼ハ終日諸士ト応接シ」ており、「深夜人目を忍んで儒書を読むという隠れキリシタンのような苦勞をし」たのだという。一七世紀の武家社会において、儒学を学ぶことは武士のなすべきこととは見なされず、そのため隠れキリシタンであるかのように人目を忍んで学ぶ必要があつたというのである。同書には次のような事例も紹介されている。『可笑記』という書物に「家にあ

りたき物は、よまず共四書、七書、法語、和漢の集」という記述があること（「四書」は調度品扱いで読めなくてもよいと認識されていた）、幕府老中をつとめた松平信綱が「儒者の申様にて国の政務はならぬ物也…却て政務の害に成」と述べたことなどである。これらの事例が示すように、江戸時代の儒学者はもともと、尊重されるものでも優待されるものでもなく、その社会的地位は決して高いものではなかったのである。そして、亀井南冥が活躍した一八世紀になつても、儒学者の地位を低いものとする意識は社会に少なからず残っていたのである。

このような状況の中で、儒学を教育の中心とする藩校を設立したり、民間・市井の出身者を登用したりする藩主の登場は、儒学を学ぶ者にとつては実に感じ入るべきことだったのである。南冥の他にも例えば、混沌社中の一人として南冥とも交流した頼春水（一七四六～一八一六）は、熊本藩が刊行した漢詩選集の校訂に携わつて家老堀平太左衛門から丁寧な礼遇を受けた際、次のように述べている。すなわち、「学問筋にて大国ノ礼物ニあい候段、本望」（安永七年十月十二日付頼春水書簡、頼祺一『近世後期朱子学派の研究』溪水社、一九八六年）と。頼春水は広島藩儒に登用され幕府の寛政異学の

禁を推進して「寛政三博士」の一人と呼ばれる人物だが、当時はまだ市井の学者であり、そんな自分が学問的な働きにより大藩から厚遇を受けるのは「本望」だというのである。同じ書簡で春水は、「阿波ノ千助へ吹調仕候ハ、立揚りおどり可申」とも述べ、徳島藩領小松島浦の船頭・中島屋専助（千助、明君録『肥後遊草』作者、小関悠一郎『上杉鷹山と米沢』吉川弘文館、二〇一六年参照）の共感を予期しているが、春水同様に民間で学問に取り組み、登用されてその学識を治世に活かすことを望む者は少なくなかつた。米沢藩校の設立・運営を指導した細井平洲（一七二八～一八〇一）も、もとは尾張の豪農の家の出身であり民間の人だった。このように、藩校が急増し、儒学学習熱が高まつた一八世紀後半以降は、学識による社会への貢献、政治への参画を渴望する人々が、武士に加えて民間にも数多く登場した時期だったのである（なお、この潮流は明治期にまで及ぶと言える）。

以上を踏まえて言えば、黒田長舒の治世は、近世の政治において徐々に進みつたあつた学問尊重・学者優待の流れを、藩校設立をはじめとする改革政策によって、一層推し進めるものだったといえよう。長舒とともに「秋月三名君」

と呼ばれる上杉治憲の改革（米沢藩）、秋月種茂の改革（高鍋藩）でも、藩校（興讓館・明倫堂）は主要な政策の一つだった。近世中後期において「藩校」・「明君」・「改革」の三者は密接な関連を持って登場したのである。

2. 秋月藩の改革政治と

「仁政」・「富国」の経世論

では、秋月藩校稽古觀に大きな影響を及ぼした亀井南冥は、黒田長舒・長韶による改革政治——藩校にとどまらない秋月藩の諸政策——に対しては、どのような影響を与えたのだろうか。本章では、この点について、亀井南冥の経世論（政治・政策論）、とりわけ南冥が『肥後物語』『半夜話』という明君録を著したことに着目して考察してみたい。

（一）黒田長舒の育子政策への意思

亀井昭陽は、前述した黒田長舒の墓碑銘で長舒の治績について、学問・藩校の振興や善行者表彰の施策を高く評価するとともに、「育子の制を設け」たことに言及して民を思う君主だった旨を述べている。秋月藩において「育子の制」すなわち子ども養育のための政策（育子政策）が本格的に展開したのは、後述のように次代長

韶の時だったと見られるが、長舒の次のような直書こそは、秋月藩における以後の育子政策の根拠とされたものである。

ここでは、個人蔵（朝倉市教育委員会寄託）の史料「育子方記録捨子届出之控」に収められた「長舒公御直書写」によってその内容を見てみよう。

当地に於いて産子を殺し捨て候儀これ有るかに候。有るまじき風俗、嘆かわしき次第に候。根元 公儀よりも御制禁の儀、猶更近來は江戸表御政事の儀に付ては、領分中などか様の悪風の風俗その俣に致し置き候段、恐れ入る事に候。彼是以てこの悪習相止め候よう念願に候。：右我等存念をくみはかり連々の悪風俗除き候よう緩がせなく取り計らうべく候。／天明八申年十二月日

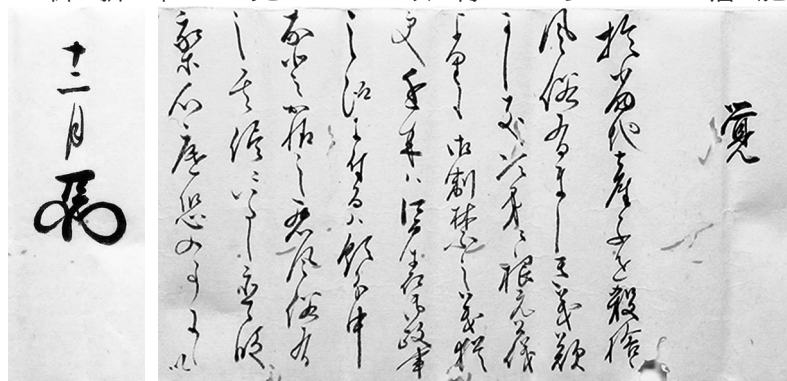
いわゆるマビキや捨子の習俗は、嘆かわしい「悪風の風俗」であり、そうした悪習を断ち切ることが念願である。長舒はこう述べて、その思いを汲んで根絶に取り組むように直書によって指示したのである。米沢藩の上杉鷹山も同趣旨の直書をその治世の初めに出しているが、この直書はその後の秋月藩政に大きな影響を及ぼすことになる。それは、文化二五年（一八一八）、

育子政策の実施にあたった藩士・間小四郎が

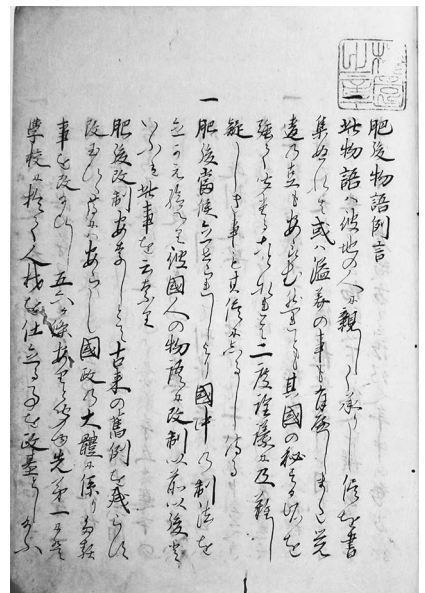
次のように述べていることからよく分かる。

すなわち、「育子の儀は御仁政の基に候えば、百生ども産子を捨て候儀、御先代様深く尊慮を勞せられ、世帯向き御難渋の折柄なから少々御手当も成し置かれ候……」と（「口演」、

「育子方記録捨子届出之控」所収）。間は、生まれてきた子を育てることは「仁政」の基本であるとの考えに基づいて長舒が育子政策に取り組んだことに触れて、育子政策実施の重要性を主張しているのである。このように、長舒の育子政策への意志・直書は、近世後期の秋月藩における育子政策の基礎になったのである。



黒田長舒直書「覚」



『肥後物語』

(二) 亀井南冥の経世論・明君像と

「仁政」思想

このような長舒の考えに大きな影響を及ぼしていると推定されるのが、亀井南冥の経世論や明君像である。ここではその一端を知るべく、南冥が著した明君録（熊本藩主細川重賢を「明君」としてその改革を描き出した『肥後物語』および熊本藩政を紹介しながら福岡藩政について建言した『半夜話』）に目を向けてみよう。

南冥は、両書において、「学問は国政の基…学芸を尊崇なされ…学者をば格別にあひしらひ…」（『肥後物語』）「肥後候学者を優待したまふ事」とか、「文学・武芸・算術・天文・手習・仕付方…一家中の人学校にて稽古せざる者は一人もなし」（同「学校にて人才を仕立てる事」と述べて熊本藩における細川重賢の教学政策を高

く評価する。それを踏まえて、「御稽古所…御建立遊ばされず候は御大国の大関典」（『半夜話』）というように、（福岡藩でも）「御稽古所」…藩校を設立することが不可欠であると指摘する。政治の基本である学問の振興に努めれば、思いのままに「仁政」を行うことができる、というのである（「聖学の一事御勧め…根元厚く遊ばされ候はば、行く末如何なる御仁政をも御施し…誠に堯舜の君と天下に仰ぎ奉り申すべし」）。

なお、ここである「仁政」というのは、「民の父母」たる有徳の君主によって行われるべき恵み深い政治のことで、当時の学問（儒学）が理想とした政治のことである。後年、福沢諭吉は、この「仁政」がアジア諸国の基本的な考え方であるとして次のように説明している。すなわち、「亜細亜諸国においては国君のことを

民の父母と云い、…民を撫するに博愛を主とし、…扶助教育して衣食住の安樂を得せしめ…」（『学問のすすめ』十一編）と。アジア諸国では君主は「民の父母」と呼ばれ、親が子を撫でさすっていたるように民を広く愛して（「仁政」、民の衣食住を充足させるべき存在だと考えられている、というわけだ。一方で福沢は、これに続けて次のようにもいう。すなわち、「よ

く事実を考れば、政府と人民とはもと骨肉の縁あるに非ず、…他人と他人の附合には情実を用ゆべからず、必ず規則約束なる者を作り、…此乃ち国法の起りし由縁なり」と（以上については、牧原憲夫『客分と国民のあいだ』吉川弘文館、一九九八年参照）。このように近代になると政治の理想的なあり方は近代法治主義に基づくものに大きく変化していくのだが、近世当時はいくまで「民の父母」による「仁政徳治」が政治の理想であった。秋月藩政について言えば、黒田長舒も亀井南冥とともに、当時の理想とされた「仁政徳治」の実現に近づくべく、それぞれの立場から取り組んでいたのである。政治の理想こそ変われど、こうした理想実現に向けた努力は、現代にあっても強く求められる事柄であろう。

さて、『肥後物語』『半夜話』に話を戻すと、藩校設立などの教学政策はもちろん、南冥が細川重賢明君録を著して提言したいくつかの改革政策が、秋月藩政（黒田長舒の治世）でも採用されていることが注目される。例えば、熊本藩における徒刑採用について南冥は、「徒刑…古来聖人の刑…至て仁政…仁政徳教國中にみちて…」（『肥後物語』『徒刑の事』）と述べ、「仁政」として高く評価しているが、秋月藩でも「徒刑

の法」が採用されたことが指摘されている（上述の黒田長舒墓碑銘参照）。

そこで注目されるのは、『半夜話』『肥後物語』において、秋月藩での育子政策との関連を示唆するかのように、捨子防止に関する熊本藩の施策が大きく取り上げられ、その重要性が強調されていることである。『半夜話』では九つの項目のうちの一つで捨子防止について提言しているが、そこには次のように記されている。すなわち、「御上は一国の父母にて…貧民まで皆々御子にて御座候…民は国の本なり…百姓は一国の根元…その百姓が子を捨てねば饑寒に及ぶと申すは、畢竟御政事の行き届かざる所」と。南冥は、民が子を捨てなければならない状況に至らせるのは政治の不行き届きであると指摘して、藩主（黒田治之）に対して（一国の）「民の父母」としての自覚を求め、捨子習俗に問題意識を持つことを促しているのである。熊本藩では「捨子捨馬致したるは死罪なりと申す法にて、甚だ嚴重なる事ゆへ、只今にては決して捨てる者はなし」（『肥後物語』『捨子捨馬死罪の法立事』）というように、実際に捨子を根絶した「明君」がいるのだからなおさらだ、というわけだ。このように南冥の捨子習俗に対する問題意識は鮮明であり、それは南冥自身とその門

下、さらに南冥が著した明君録を通じて秋月藩政にも影響を及ぼしたと想定されるのである。そこで以下、『肥後物語』『半夜話』に捨子対策が「仁政」として描かれていることを念頭において、秋月藩における育子政策の本格的展開について検討してみよう。

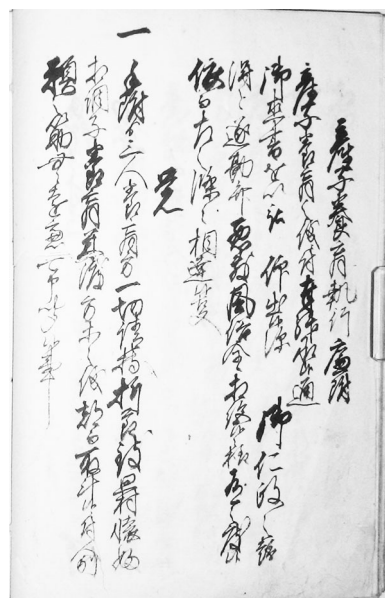
（三）秋月藩における育子政策の展開

先述のように、秋月藩において育子政策が本格的に展開するのは、黒田長舒の次の藩主・長韶（ながつぐ）の治世においてである。黒田長韶は、文政年間の直書において「御先代深き思し召しを以て天明八年、産子・育子の儀仰せ出され…」（「長韶公御直書写」、一八二四年写「育子方記録捨子届出之控」所収）と述べ、長舒の遺志を継いで育子政策の推進を宣言している。実際に育子政策が展開するのは、文政六年（一八二三）に執り行われた長舒の年忌法要を契機としてであった。この年、奥頭取から領内の大庄屋に向けて、「朝陽院様、御領中育子の儀…今度御年忌…思し召しを受け継がせられ、又…貧窮の者の上思し召され…」との通達がなされたのである。

「産子養育執行廉附」（「育子方記録捨子届出之控」所収）によれば、手付の廻村、懐胎調

査、手当支給が政策の柱とされた。懐胎調査に關しては、村々の組頭を「懐婦吟味方」に任じ、五人組による懐妊申告、一歳以上の女子に対する養育主意の読聞せ、庄屋組頭による懐妊調査、流産等の申告と確認調査（処罰規定を伴う）により進めることとされた。また、手当支給については、妊娠時の産着支給、養育米の支給、授乳期間に再び懐妊した場合の乳母の手配などが主な内容とされている。加えて、手習師匠による、間引きを戒める手習書（お手本）の作成、幼少の子どもへの教授の指示も出された。これは文政六年から翌々年にかけて通達されたもので、長舒の遺志を継承した、総合的な、子育て支援、制度が開始されたのである。

また、この育子政策では、医師・医療の積極的活用も図られた。「育子方記録捨子届出之控」によれば、「子添婆」（産婆）に産科医師（依井



「産子養育執行廉附」

村・藤崎養迪ら）への入門を義務付け、誓詞血判を提出させて、「子添免札」を交付することとされた。出生時のマビキを防止するため、産婆を登録制にしたのである。また、出産時かかり医師の駕籠代金の公費支給（「公役」、流産時の産科医師による立会見分、出生時使用の医薬（済救丸等）や産着の下賜など、経費・物品支給と医師による監督が定められた。「稽古觀文武公令」には、「医術の儀は、国家御仁政の補助、万人の病難を相救ひ候儀、格別の訳に候」との一節があるが、文政年間の育子政策では、まさしく「仁政」実現のため、医師・医療（「医術」）の活用が図られたのであり、黒田長舒の改革の趣旨（医療による「仁政」）を体现・具体化したものと見るができるだろう。

ところで、『肥後物語』では、熊本藩では「捨子：致したるは死罪」とされていることが紹介されていた。文政年間の秋月藩の場合も同様に捨子行為に対する罰則規定を設けている。次のようである。「ひそかに流産いたし候えば、女はもちろん、亭主をも重き御咎仰せ付けられ…」（「育子方記録捨子届出之控」より「産子養育執行廉附」起請文前書写）。また、「（産婆が）出生のころし候儀、又は流産血荒し等…料簡違い仕り候えば死罪…」（同）。このように、秋

月藩の育子政策は、それがやむにやまれず捨子・マビキに及んだ者の命を脅かすものだったことは見落すべきではない。

このことについて、藩領民はどのように対処したのだろうか。「育子方記録捨子届出之控」に記載された具体的な事件によって見てみよう。この事件は、千手村の百姓と見られる安右衛門の娘が行った捨子に関わる行為が露見して、父（安右衛門）は流罪、娘は入牢となり、娘の死罪が取り沙汰される状況に立ち至ったというものである。罪状の詳細等は不明だが、注目されるのは、このような事態の発生に際して、郡内の大庄屋らが助命歎願を行うという行動に出たことである。大庄屋らが嘆願書で次のように述べていることは一層注目される。すなわち、「根元御慈悲筋より仰せ出され候育子御法の儀につき、押して御助命の儀、恐れながら願ひ上げ奉り候」と。ここで注目されるのは、大庄屋らが育子政策の趣旨について、「御慈悲筋」より出されたものだとして述べていることである。当時、「仁政」が藩主の慈悲深さを示す言葉でもあったことを踏まえれば、大庄屋らの嘆願は、育子政策は「仁政」を趣旨とするものなのだから、「仁政」とは対極的とも言える死罪は避け、命を救ってほしい、との主張だと理解できる。

大庄屋らの主張にも示されるように、死罪の規定は、南冥の熊本藩評価にも反して「仁政」の趣旨を逸脱する一面を持っていたのである。秋月藩の育子政策には、いわばそのような陥穽が含まれていたことは（『肥後物語』によれば熊本藩の場合もそうである）、見落せない事実だろう。

ただし、千手村安右衛門娘の事件の場合、育子政策Ⅱ「仁政」との宣言がなされていたことが助命歎願を可能にしている側面にも留意すべきである。領民の見識と嘆願の努力とあわせて、秋月藩の育子政策に含まれていた「仁政」理念は重要な意味を持っていたのである。

（四）「仁政」と「富国」

さて最後に、捨子防止策・育子政策の背景となった「仁政」思想と、近世中後期から盛んに説かれ始める「富国」論との関係について述べておきたい。

育子政策に関して亀井南冥は、『半夜話』「捨子相止候仕組之事」において、「捨子御救ひの大仁政には、細瑣の御算用御吟味に及び申すまじく存じ奉り候」と述べている。捨子救済のよいうな「大仁政」のためには、細かな金勘定は脇に置くべきだという主張である。もちろん、新

規政策の実施にあたって財源の確保や藩財政の立て直しが必要となることは、南冥も十分に認識していた。否むしろ、諸政策の基盤としての藩財政の立て直しに正面から向き合おうとしている点こそ、南冥の経世論を特徴づけているかもしれない。南冥は言う、「御勝手宜しからず候えば、何分御仁政遊ばされたく思し召され候とも行き届き申さず候御事…されば、国を富ますは御仁政の御基にて…」（『半夜話』）。財政状況が悪ければ、仁政を行いたくても十分には行えない。だから「富国」（「国を富ます」）は、「仁政」の基礎なのだ。南冥はこう述べて、「富国」の実現に取り組むことが、民政の理想的なあり方（「仁政」）を実現するために不可欠なのだとする。「仁政」は君主の徳性のみで実現できるわけではなく、経済財政面での十全な取り組みを基礎として初めて成り立つのだという考え方がここに示されているといえよう。

こうした考え方は、南冥が描き出す明君像にも投影されている。例えば、『肥後物語』には「国中に蚕織を仕立られし事」という項目が立てられ、そこには次のような記述が見られる。「彼国蚕織繁昌…蚕織は古聖人も仕り…急度利益の政事と云ことを会得し…国の大利となる程のこと成就」、「聖人の教えに恵んで費やさずと…上

より少し御世話ありて…行き渡りなば、実に少しも費やさずして大なる御恵みなり」と。「古聖人」への言及が示しているように、「利益の政事」を会得して「国の大利」をもたらすことは、君主が目指すべき恵み深い政治Ⅱ「仁政」そのものである。当時の儒学者、とりわけ朱子学者らが経済政策に関しては儉約を中心とする施策を提言することが多かったと言われることを踏まえれば（前田勉『近世日本の儒学と兵学』ペリカン社、一九九六年）、「富国」策を「仁政」の基礎とする南冥の経世論は注目すべき積極性を持っているのである。

このような南冥の経世論が、直接的に秋月藩政に及ぼした影響については未解明であり、今後の研究に委ねる他ないが、少なくとも享和・文化年間（一八〇一〜一八一八）、秋月藩では積極的な殖産政策の展開が見られることは注目される。「一、在々高拾石より式拾九石まで櫛木沓本ずつ…百石以上五本ずつ／一、村々一屋敷に漆の木沓本ずつ仕立て…／一、…楮・くちなし・しゅろの類、地味相応の品…／後年に至りきつと御国益に相成るべく候…」（「申達」郡奉行宮井佐平太・勘定奉行江崎半右衛門、一八〇三年一月）、「一、この節、葛根並びに玉子御仕組相立てられ…加役…」（同

前、一二月）というように、五品目の生産拡大、五品目の専売を内容とする積極的な富国殖産策の展開である。

「国産」の品（藩領の産品）を増産して「国益」（藩領内の富）を増加させようという秋月藩の富国策（殖産政策）の趣旨も見ておこう。

今般、御国産の諸品を以て御仕組相立て、国益の趣意取り起こし候ように我等ども、兩人へ加役仰せ付けられ…その方ども、御国益筋存じ寄りも候はば、遠慮無く申し出べく候…公私の御益筋見込み取り計ら

いの儀…」（「申達」郡奉行宮井佐平太・勘定奉行江崎半右衛門、一八〇三年一月）

ここには、様々な特産品の生産拡大により、領内への富の取込と流出防止を図り、藩領自給経済の確立を志向する「国益」思想（藤田貞一郎）がはっきりと示されているが、より注目されるのは、藩財政（「公」）の安定化ばかりでなく、領民（「私」）の富の増大をも志向していることである（傍線部）。この点、楮皮の専売についての通達では、「一、一昨年より楮皮御買上にて御仕組に相成り候処、去年来紙御仕組の御主法相立てられ…他所よりの買入相減り候ように相成る儀、御国益の第一、下々の有益に候間…」（「覚」宮井・江崎、一八〇五年）といい、

専売が（藩財政上の収益を指すと見られる「御国益」になるとともに）「下々の有益」になることが謳われている。ここには、殖産専売政策が民間にも利益をもたらすものでなければならぬという考え方を読み取ることができる。亀井南冥が説いた「富国」Ⅱ「仁政」論の現実の秋月藩政への表出と見るができるのではないだろうか。

おわりに

本稿では、秋月藩校稽古観の設立・拡充過程の紹介を入口として、同藩校に大きな影響を及ぼした儒学者・亀井南冥の学問や著作（明君録）を軸に、秋月藩主黒田長舒・長韶によって進められた改革政治の特色について考察してきた。

近世政治の常識・規範とも言える「仁政」、またそれによる「安民」は、時期・地域による偏差を伴いながらも、江戸時代を通して政治が実現すべき理念とされた。秋月藩政改革との関連で言えば、一八世紀半ば以降の時期は、経済・社会の変動や複雑化、領主財政の悪化により、「仁政」による「安民」の実現が容易ではなくなった時期でもある。そうした中で、為政者らは、学問（儒学）の摂取に活路を見出そうとし、藩校設立や儒学者らの経世論に基づく政策立案

を行ったのである。

亀井南冥や細井平洲、頼春水らはその期待に応えるべく積極的に政治に関与した人物だった。中でも亀井南冥の経世論は、学問の政治的効用を強調するとともに、積極的な人口政策（捨子防止・育子政策）や「富国」策を提言した点に重要な特色があったと言える。「仁政」の



城下町風景

現には「富国」を図ることが必要だとする南冥の議論は、経済・流通面での改革政策により財政的な基礎を固めて、「仁政」・「安民」を実現しようとしたものであった。南冥は、以後近代にまで続く政治課題（明治期以降の「富国強兵」や「経済成長」）に向き合っていたのだから、見ることのできるだろう。捨子防止策は、命あるものに目を向ける「生類憐みの令」などの幕府・諸藩による「仁政」政治の延長上に位置づけられると同時に、近代以降の社会政策・福祉政策とのつながりをも想定しうるものである。

本稿で取り上げた近世中後期の秋月藩政の展開は、このような、あくまで近世の政治理念（「仁政」の実現を目指しつつ、後につながる新たな要素（「学校」や「富国」、「育子」）を盛り込んだ政治・政策論（明君像を踏まえた南冥の経世論）の重要な実践例と見ることができる。今後、こうした観点から、秋月藩をはじめとする諸藩の研究が一層深まることを期待している。